

「雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件及び雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する告示案要綱」、「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件の一部を改正する件案要綱」及び「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件等の一部を改正する告示案要綱」

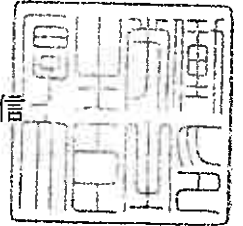
厚生労働省発職 1220 第 3 号

令和元年 12 月 20 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件及び雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する告示案要綱」、「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件の一部を改正する件案要綱」及び「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件等の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件等の一部を改正する告示案要綱

第一 雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成三十一年厚生労働省告示第七十号）の一部改正

平成三十一年八月一日から令和元年七月三十一日までの支給限度額を三十六万百六十三円とすること。

第二 雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成三十一年厚生労働省告示第七十号）の一部改正

一 平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日までの支給限度額を三十三万九千九百九十四円とすること。

二 平成二十七年八月一日から平成二十八年七月三十一日までの支給限度額を三十四万九千八百八十三円とすること。

三 平成二十六年八月一日から平成二十七年七月三十一日までの支給限度額を三十四万四千四百四十一円とすること。

第三 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（

令和元年厚生労働省告示第七十八号）の一部改正

令和元年八月一日以後の支給限度額を三十六万三千三百四十四円とすること。

第四 適用期日等

- 一 この告示は、厚生労働大臣が別に定める日から適用することとする。
- 二 この告示の適用に伴い必要な経過措置を定めることとする。

雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件の一部を改正する件案要綱

第一 雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件の一部改正

平成二十八年八月一日から平成二十九年七月三十一日までの控除額を千二百八十三円とすること。

第二 適用期日等

- 一 この告示は、厚生労働大臣が別に定める日から適用することとすること。
- 二 この告示の適用に伴い必要な経過措置を定めることとすること。

雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件及び雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する告示案

要綱

第一 雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部改正

受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者の平成三十年八月一日から令和元年七月三十一日までの賃金日額の上限額を一万六千五百十円とすること。

第二 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部改正

受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者の令和元年八月一日以後の賃金日額の上限額を一万六千六百六十円とすること。

第三 適用期日等

- 一 この告示は、厚生労働大臣が別に定める日から適用することとする。
- 二 この告示の適用に伴い必要な経過措置を定めることとする。